

《公立公的病院等再編・統合阻止》

2021年10月12日

424 愛知共同行動 通信

NO. 155

発行：「424 愛知共同行動」事務局 愛知社保協地域医療委員会
(文責：長尾-☎052-871-7856)

財務省-「地域医療介護総合確保基金(医療分)」

の使途にクレーム！

＊「本来の補助金趣旨に反する」として、国が示した補助金枠組みではない、自治体独自の施策・補助内容を名指しして「厚労省」に改善を迫る！

⇒結局、あれこれの創意工夫した地域医療介護拡充に向けた地方の独自性を排し、国が目指す「基金」の本来目的である「病床削減」や「病床機能転換」、そして医療機関の再編合理化を進める「選択と集中」という「地域医療構想」で目標として掲げた「必要病床」等が着実に実現される施策への予算集中と、地方への施策誘導が目的！？

財務省からのクレームを受けた厚労省は、事務連絡「基金に対する指摘を踏まえた今後の対応について」(3月23日、医政局地域医療計画課)を発出し、昨年度分までの基金予算で、厚労省自らが認め、予算執行してきた事項への財務省の指摘事項をあっさりと、無抵抗で受入れ、今後は指摘事項を改め、厳しく査定するとしました。本来、厚労省は、各自治体と一体となって、「地域医療介護総合確保」が円滑に進むよう地方を応援し、地域の独自性や創意工夫を受け入れ、積極的に展開していく役割があります。にもかかわらず、財務省からの指摘、横やりを跳ね返すのではなく、受け入れてしまうということは、自ら承認して来た事を否定する事であり、「厚生労働省」としてのプライドは無いのでしょうか！それとも、厚労省は、基金予算を100%執行するために都道府県からの予算要求事項を丸呑みしてすべて認めてきた。無審査でフリー承認して来たと言うのでしょうか！

厚労省は、地域医療の拡充強化を進める地方への応援省庁ではなく、国の医療費削減方針を徹底して貫く、地方自治解体推進省なののでしょうか！？医療費削減を強引に進めて行こうとする、財務省や内閣府の言いなり省庁では、早晚、「厚労省なんていない！」と見限られてしまいかねません！

なお、今回の「財務省」による『令和2年度予算執行調査―地域医療介護総合確保基金(医療分)』結果は、東海財務局がとりまとめ財務局となっています。(事務連絡及び、財務局「総括調査票」の一部を資料として添付します＝P2～4参照)

厚生労働省医政局地域医療計画課

「令和2年度 予算執行調査」における地域医療介護総合確保基金（医療分）に対する指摘を踏まえた今後の対応について

令和2年10月に財務省より公表された、「令和2年度 予算執行調査」において、令和元年度に地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用して実施された各都道府県の一部の事業に対して、別添「調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性」のとおり指摘がなされております。

当該指摘を踏まえ、令和3年度以降、地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用した事業の実施に当たっては、下記のとおり取り扱うこととしましたので、各都道府県におかれては御承知おきいただようお願いいたします。

記

（1）「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」に関する取扱い

「令和2年度 予算執行調査」において、事業区分Ⅰ－1（旧事業区分Ⅰ。以下同じ。）のうち、最も件数及び金額の計上が多い標準事業例5「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」について、「施設・設備の整備」に該当せず、地域医療構想との関係性・進め方が不明瞭である事業など、当該標準事業例・事業概要に該当するのかが確認できない事業が見受けられたと指摘されています。

「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」として位置付けるためには、地域医療構想との関係性が明確である必要があることから、令和3年度以降、以下のとおり取り扱うこととします。

① 医療機関支援に係るソフト事業に関する要件の見直し

「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」のうち、医療機関支援に係るソフト事業について、基幹となる医療機能の分化・連携の取組（機能転換、病床削減、複数医療機関の再編等）と一体的に行われる事業に限定するよう要件を見直すこととします。その他、他の区分の利用を検討するなど、適切に対応願います。

② 「都道府県計画」の様式の見直し

「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」について、地域医療構想との関係性について明確にしたいといただく観点から、地域における医療及び介護の総合

的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定に基づき都道府県から提出いただく「都道府県計画」の様式のうち、医療機関支援に係るソフト事業については、「地域医療構想の関係性及びスケジュール」に関する記載項目を追加することとします。

③ 事前ヒアリングの実施

厚生労働省において、②の「地域医療構想の関係性及びスケジュール」に関する記載項目を確認した際、地域医療構想との関係性が明確でない場合には、事前に重点的なヒアリングを行った上で、計画案の修正など必要な調整を行うこととします。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、書面による確認後、WEB等により実施させていただきます。

（2）その他の事業に関する取扱い

「令和2年度 予算執行調査」において、事業区分Ⅰ－1に限定せず個別事業内容を書面で確認したところ、

- ・ 本基金以外の財政措置が活用可能と考えられる事業
- ・ 基金の事業区分ごとの目的と事業内容が結びつかないように見える事業
- ・ 恒常的に必要とみられる人件費等の経費を支出する事業

など、消費税増収分等を財源としている本基金を用いる必要性が乏しいと疑われる事業が見受けられたと指摘されています。また、事業目的の達成の判断が困難なもの、目標として機能しないもの、事業内容と直接関連のないものが目標として設定されるなど、アウトプット指標の設定が適切か疑わしい事業も見受けられたと指摘されています。

こうした指摘を踏まえ、令和3年度以降、標準事業例以外の事業について、以下の観点から事前（①）③と同じ）に重点的なヒアリングを行った上で、計画案の修正など必要な調整を行うこととします。

- ・ 他の財政措置の活用が可能かどうか
- ・ 基金の事業区分ごとの目的と事業内容との関係が明確かどうか
- ・ 人件費等の経費を支出する場合であっても一時的なものかどうか

また、標準事業例に記載の事業が否かに関わらず、アウトプット指標の設定が適切かどうか確認の上、事前（①）③と同じ）に重点的なヒアリングを行った上で、計画案の修正など必要な調整を行うこととします。

（3）事後確認の強化（計画策定後）

厚生労働省では、従来、地域医療介護総合確保基金を活用する事業について、事後評価書により事後に書面で検証を行ってきたところですが、①及び②により事前に重点的なヒアリングを実施した事業について、必要に応じて、事後に現地確認を実施し、適切かつ効果的な事業執行が実施されているか、確認を行うこととします。

総 括 調 査 票

調査事業名 (17) 医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）

③調査結果及びその分析

【3. 病床の機能分化・連携推進のための基盤整備】

○ 事業区分1のうち最も件数及び金額の計上が多い標準事業例5「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」について、各都道府県が策定した計画に記載されている個別事業内容を書面で確認したところ、「施設・設備の整備」に該当せず、地域医療構想との関係性・進め方が不明瞭である事業など、当該標準事業例・事業概要に該当するのかわ確認できない事業が見受けられた。【表3】

【4. その他事業の必要性】

○ また、事業区分1に限定せず個別事業内容を書面で確認したところ、
・本基金以外の財政措置が活用可能と考えられる事業
・基金の事業区分ごとの目的と事業内容が結びつかないようにみえる事業
・恒常的に必要とみられる人件費等の経費を支出する事業
など、消費税増収分等を財源としている本基金を用いる必要性が乏しいと疑われる事業も見受けられた。【表4】

【表4】基金を用いる必要性が乏しいと疑われる事業

事業区分	事業概要
F県	医療従事者の確保 医師不足地域の医療機関に対して、他病院から派遣される医師のための住居の新築、改修などの支援。（183百万円）
G県	居宅等の医療の提供 在宅看護に係る認定看護師等の資格取得に向けて必要な入学金、授業料、実習費及び教材費、代替職員の人件費に対する助成。（40百万円）
H県	医療従事者の確保 診療応援医師を派遣するための専用車両を運行することで診療応援医師の長時間の運転等の負担軽減を図り、医師の確保につなげる。（15百万円）
I県	医療従事者の確保 外国人医療環境整備事業として、電話通訳やタブレットなど、外国人への医療提供に役立つツールを幅広く普及するため、民間会社を交えた利用体験の場を設定。（4百万円の内訳）
J県	医療従事者の確保 県立看護師養成所においてこころのケアを必要とする学生に対し、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施。（1百万円）

（出所）各都道府県計画から引用

【表3】標準事業例5「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」事業において、施設・設備の整備に該当せず、地域医療構想との関係性・進め方が不明瞭な事業

事業区分	事業概要
A県	健康・医療・介護のデータの連携による情報基盤の構築。（151百万円）
B県	地域中核病院等への専門医の配置等。（47百万円）
C県	医療機関の情報連携のためのICTを活用した地域連携バスの開発等。（20百万円）
D県	読影医の確保のため、読影医の研修に対する支援事業への補助。（19百万円）
E県	認定看護師資格の取得に要する経費に対する補助。（8百万円）

（出所）各都道府県計画から引用

総 括 調 査 票

調査事業名 (17) 医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）

③調査結果及びその分析

【5. 目標設定】

○ さらに、各個別事業に設定される目標について確認したところ、事業目的の達成が困難なもの、目標として機能しないもの、事業内容と直接関連のないものが目標として設定されるなど、アウトプット指標の設定が適切に疑われる事業も見受けられた。【表5】

【表5】

【表5】アウトプット指標の設定が適切に疑われる主な事業

事業区分	事業概要	アウトプット指標
P県	医療機関が行う女性医師の再就業研修に助成するとともに女性医師就業相談窓口の運営を委託する。（33百万円）	ホームページ閲覧件数1,000件
Q県	医療基盤が脆弱な地域の医療機関が隣接地域の専門医療機関の指示、助言を受けて救急患者の初期対応ができるよう、病院間で患者情報を共有するネットワークのシステム構築費を助成する。（17百万円）	医療基盤が脆弱な地域の医療機関1施設に対して助成
R県	県が指定する小児科・産婦人科及び地域中核病院に対し、診療技術習得のため国内外留学を行う医師の研修費用を助成する。（11百万円）	制度周知用チラシ作成500枚

（出所）各都道府県計画から引用

【6. 会計検査院の指摘】

○ なお、基金事業における、地域医療情報連携ネットワークに関する令和元年の会計検査院の検査（指摘事項の公表は令和元年10月）を踏まえ、厚生労働省において、基金の適切な予算執行の徹底に関する都道府県宛通知を发出（令和元年8月）し、同通知において本基金を財源とすることが不適切な事業をリスト化し明示している。

●会計検査院の指摘事項概要（令和元年10月）

一部のシステムにおいて、システムが利用可能な状態となっていないものや利用が低調なものがあった。
上記の状態が続いていたにもかかわらず、事業主体に対して十分な指導を行っていなかった。

（具体的事例）

- システムの動作確認が不十分のため、システムが利用可能な状態となっていないなどの事態
- ・ システムの基本機能等に不備等がある状態のまま検収をしていた。
- ・ 仕様で要求されている基本要件等が満たされているか確認を行っていない。
- システムが全く利用されていないなどの事態
- 整備が完了して1年以上経過しているにもかかわらず、
- ・ 参加医療機関等及び参加患者が皆無
- ・ 参加患者が50名以下となっており利用が低調

●不適切な事業リスト （令和元年8月8日厚生労働省通知）

- ①地域医療情報連携ネットワークのランニングコスト等
- ②地方単独事業等への単なる付替えとなる事業
- ③他の国庫補助で措置されている事業
- ④診療報酬で措置されている事業
- ⑤特定の事業者の資産形成につながる事業であって、事業者負担を求めている事業
- ⑥医師修学資金貸与事業の要件を満たしていない事業

④今後の改善点・検討の方向性

基金事業の適切な執行について

○ 地域医療構想を一層推進するため、本事業を効果的に活用することは重要であるが、地域医療構想の関係性・進め方が不明瞭な事業、基金を用いる必要性が乏しいと疑われる事業、アウトプット指標の設定が適切に疑われる事業が見受けられたことから、厚生労働省による計画の事前事後の検証をより一層徹底すべきではないか。
なかでも、地域医療構想の達成に向けた事業については、今後2025年に向けてその取組を再加速させていく必要がある中で、構想の中における事業の位置付けを明確化するなど、要件の見直しが必要ではないか。

○ また、会計検査院の検査を踏まえ、本基金を財源とすることが不適切な事業のリスト化が行われているものの、事業の内容面に踏み込まず表面的な確認にとどまっている。地域医療情報連携ネットワークについて参加患者規模を条件とするなど、各事業について基金による支援の対象外とする具体的な要件を明確化すべき。